

三条市地域公共交通網形成計画の改定について

1 改定の趣旨

AI オンデマンド交通やアウトドアライナーの運行など地域公共交通網形成計画策定時にはなかった取組に加え、地域公共交通協議会で定めた直近の方針を反映するなどして実態に合った計画内容に更新するため、地域公共交通網形成計画を改定し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画とするもの

2 改定の内容

- (1) 計画の名称を「三条市地域公共交通網形成計画」から「三条市地域公共交通計画」に変更する。(題名関係)
- (2) 計画期間を「平成30年度から令和8年度まで」から「令和6年度から令和10年度まで」に変更する。(P5 関係)
- (3) 交通環境に従来のバス、タクシー等に加え、「AI オンデマンド交通のるーとさんじょう」及び「燕三条・下田 アウトドアライナー」を追加する。(P33 から P40 まで関係)
- (4) 将来像、基本方針等を令和5年3月23日の三条市地域公共交通協議会で定めた「地域公共交通に係る今後の方向性」の内容に更新する。(P44 から P49 まで関係)
- (5) 幹線系統及びフィーダー系統の確保維持費国庫補助金の認定申請に当たり、地域公共交通計画に補助対象系統の位置付けが必要とされたことから、補助路線に係る事業及び実施主体の概要、計画目標等を記載する。(P49 から P56 まで関係)

3 計画(案) 別紙のとおり

4 施行期日 令和6年6月 日 (三条市地域公共交通協議会の決議があった日)